

いわて体験交流施設条例（平成 19 年岩手県条例第 55 号。以下「条例」という。）附則第 3 項の規定により、いわて体験交流施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 利用料金の額

表 1 に掲げる額。ただし、体験ホール（条例第 2 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う加工体験教室に参加する場合を除く。）及びふれあい交流室において附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額

表 1 施設の利用料金

区 分		単 位	利用料金
体 験 ホール	指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合	押し花作り体験	1 人 1 回につき 円 180
		草木染め体験	1 人 1 回につき 480
		木工体験	1 人 1 回につき 600
		菓子作り体験	1 人 1 回につき 720
		そばうち体験	1 人 1 回につき 300
		つる細工作り体験	1 人 1 回につき 480
		さきおり体験	1 人 1 回につき 300
		豆腐作り体験	1 人 1 回につき 480
		山ぶどう収穫体験	1 人 1 回につき 720
		蒸留酒作り体験	1 人 1 回につき 900
その他の場合		1 時間までごとに	1,400
ふれあい交流室		1 時間までごとに	550
浴 場	小学校児童	1 人 1 回につき	250
	その他の者	1 人 1 回につき	500

備考 1 利用料金には、体験ホール（指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合に限る。）を使用する際に必要な原材料費は含まない。

2 幼児に係る浴場の利用料金は、無料とする。

3 体験ホール（指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合を除く。）及びふれあい交流室について、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間 1 時間につき、利用料金の額の 150 パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

表 2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金（1 回につき）
ビデオプロジェクター	1 台	円 500
スクリーン	1 台	200

2 利用料金の適用年月日

平成 20 年 4 月 8 日。ただし、表 1（体験ホール及びふれあい交流室に係る部分に限る。）及び表 2 にあっては、同年 5 月 1 日